

# 由仁町社協居宅サービスステーション事業所運営規程 (居宅介護事業・重度訪問介護事業)

施行 平成18年10月1日  
一部改正 平22.4.1、平23.4.1  
平24.4.1、平25.4.1  
平26.8.1、令3.4.1

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人由仁町社会福祉協議会が開設する由仁町社協居宅サービスステーション（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく居宅介護事業、重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前3項のほか、次の基準を遵守する。

「障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 由仁町社協居宅サービスステーション
- (2) 所在地 夕張郡由仁町東栄87番地の1

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名（常勤職員）  
サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込に係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画を作成し利用者及びその同居家族にその

内容を説明する。

- (3) サービス提供職員 5名（常勤職員等）

サービス提供職員は、居宅介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

- (4) 事務職員 1名（常勤職員）

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月31日から1月5日までの除く。サービス提供日は年中無休とする。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。サービス提供時間は午前6時から午後10時までとする。

- (3) 利用者の需要の状況等により、営業日又は営業時間についてサービス提供が円滑に行えるような体制に変更することが出来る。

\*電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第6条 事業者は、主たる対象者を以下のとおりとする。

- (1) 身体障害者

- (2) 知的障害者

- (3) 障害児

- (4) 精神障害者

(障害福祉サービスの内容)

第7条 この事業等が提供する障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成

- (2) 身体介護に関する内容

- ① 食事の介護

- ② 排泄の介護

- ③ 入浴の介護

- ④ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

- (3) 通院等乗降介助

- (4) 家事援助に関する内容

- ① 調理

- ② 洗濯

- ③ 掃除

- ④ その他日常生活を営むために必要な家事の援助

- (5) 生活等に関する相談及び助言

- (6) 日常生活支援

- (7) その他の生活全般にわたる助言

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護

者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 4 第1項で規定する利用者負担額を別に定めるところにより、その一部を減額することができる。
- 5 次条の通常の事業の実施区域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なお、事業所の自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。
  - (1) 事業所から事業の実施地域までの距離に1キロメートル当たり37円を乗じて得た額とする。  
ただし、往復の場合は、その2倍の額とする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、由仁町の区域内とする。

（緊急時における対応）

第10条 事業所の従業者は、障害福祉サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

（虐待防止のための措置）

第11条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

（苦情解決）

第12条 提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提出した障害福祉サービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
  - (2) 繼続研修 年1回
- 2 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で

なくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

2 平成15年4月1日施行の由仁町社協居宅サービスステーション事業所運営規程《身体障害者居宅介護等事業・知的障害者居宅介護等事業・児童居宅介護等事業》は廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 障害福祉サービス利用契約書

## (居宅介護・重度訪問介護)

\_\_\_\_\_様(以下、「利用者」という)と社会福祉法人・由仁町社会福祉協議会(以下「事業者」という)は、障害福祉サービスの提供について、次の条項のとおり契約を締結します。

### (目的)

第1条 本契約は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者自立支援法に基づく居宅介護(以下、「居宅介護」という)を適切に提供することを定めます。

### (期間)

第2条 本契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の介護給付費・訓練等給付費支給期間満了日までとします。

2 契約満了日の3日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付費・訓練等給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

### (居宅介護等計画及び契約支給量)

第3条 事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護等の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議等を開いて利用者の居宅介護計画及び外出介護計画(以下、「居宅介護等計画」という)を作成します。この居宅介護等計画は、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも居宅介護等計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めるることができます。

2 事業者は、前項の居宅介護等計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。

3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

### (サービス内容)

第4条 事業者は、居宅介護等従業者(以下、「ホームヘルパー」という。)を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに移動の介護などのうちから前条に定める居宅介護等計画に基づいて適切にサービスを提供します。

### (利用者負担額及び実費負担額)

第5条 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。ただし、障害者自立支援法に基づく介護給付費は、事業者が市町村から代理して受領します。

2 事業者は、前項に定める利用者負担額及び実費負担額の月毎の合計額を利用月の翌月15日までに請求し、利用者はこれを同月25日までに支払うこととします。

### (利用の中止、変更、追加)

第6条 利用者は、利用期日前において、居宅介護等サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日午後5時までに事業者に申し出るものとします。

2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を、事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事由がある場合は、取消料はいただけません。

3 事業者は第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

(事業者の基本的義務)

第7条 事業者は、利用者に対し、居宅において日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。

2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

(事業者の具体的義務)

第8条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2 事業者は、契約に基づく内容及び利用者の質問等に対して適切に説明します。

3 事業者及びホームヘルパーは、契約によるサービスを提供するにあたって、知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示いたしません。

4 事業者は、利用者等の生命又は身体を保護するために緊急止むを得ない場合を除いては、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

5 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。この記録は、利用者及びその家族に限り閲覧ができます。ただし、複写等を希望する方は、実費負担をいただくことになります。

(事故と損害賠償)

第9条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係機関や利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスを提供するに当たって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた時は、速やかに利用者の損害を補償します。

(契約の終了事由)

第10条 契約は、次の各号の一に該当したときに終了します。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合又は止むを得ない事由により事業所を閉鎖したとき。
- (3) 事業所が指定を取り消された場合又は指定を辞退したとき。
- (4) 第11条から第13条に基づき、この契約が解約又は解除されたとき。
- (5) 第2条の契約期間が終了したとき。

(利用者からの中途解約)

第11条 利用者は、本契約の有効期間中であっても契約を解除することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の5日前までに事業者に通知しなければなりません。ただし、正当な理由があれば即時に解約することができます。

(利用者からの契約の解除)

第12条 利用者は、事業者若しくはホームヘルパーが次の各号の一に該当する行為を行ったときは、ただちに契約を解除することができます。

- (1) 事業者若しくはホームヘルパーが正当な理由がなく、契約に定める居宅介護サービスを実施しないとき。
- (2) 事業者若しくはホームヘルパーが第8条に定める義務に違反したとき。
- (3) 事業者若しくはホームヘルパーが故意又は過失により利用者若しくはその家族等の生命や身体に危険を及ぼしたり、信用等を傷つけるなど、契約を継続しがたい重大な事情が認められるとき。

(事業者からの契約解除)

第13条 事業者は、利用者が次の各号の一に該当する場合には契約を解除することができます。

- (1) 利用者に支払い能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービスの利用料金の支払いを2月以上遅延し、催告にもかかわらず、これを支払わないとき。
- (2) 利用者が故意又は重大な過失により事業者若しくはホームヘルパーの生命、身体に危険を及ぼしたり、信用を傷つける行為など契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき。

(苦情解決)

第14条 利用者は、契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項に記載されている苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、契約に基づくサービスに関して説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることができますし、説明書に記載された北海道社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることができます。

(協議事項)

第15条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通を保有

するものとします。

令和           年           月           日

利用者

<住 所>

<氏 名>

印

代理人

<住 所>

<氏 名>

印

事業者

<事業者名> 由仁町社協居宅サービスステーション

(指定都道府県名 北海道、指定番号 0115800062)

<住 所> 由仁町東栄87番地の1

<代表者名> 社会福祉法人由仁町社会福祉協議会 会長 大谷 健治 印